

別表第3（第4条関係）

固定資産税・都市計画税の課税免除

市税条例第65条の2 第1項及び都市計画税 条例第6条	課税免除対象固定資産
第1号	<p>1 自治区が管理運営し、公共の用に供している固定資産で次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>（1） 豊田市補助金等交付規則の補助金を受けて設置された施設及びその用に供する土地</p> <p>（2） 設置目的が前号に規定する施設と同等と認められる施設及びその用に供する土地</p> <p>2 専ら消防又は防災の用に供している固定資産</p> <p>3 公益社団法人又は公益財団法人が公共の用に供している固定資産</p>
第2号	<p>1 文化財保護法の規定により指定を受けた史跡又は名勝に係る土地</p> <p>2 愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）又は豊田市文化財保護条例（昭和51年条例第24号）の規定により指定を受けた文化財</p> <p>3 文化財保護法、愛知県文化財保護条例又は豊田市文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財を専ら格納するための固定資産</p>
第3号	<p>土地区画整理事業（特定土地区画整理事業及び拠点整備土地区画整理事業を含む。）施行地区内の土地で次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第101条の規定に基づき損失補償を受けた場合を除く。</p> <p>（1） 土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地の指定がなされ、当該効力の発生した日以後における当該仮換地で、同法第99条第2項の規定又は事業施行上のやむを得ない理由により使用又は収益を開始することができないもの。ただし、当該従前地が同日前と同様に使用又は収益されている事情にある場合を除く。</p> <p>（2） 土地区画整理法第100条の規定により、使用又は収益が停止された土地</p>

第4号

- 1 専ら宗教の用に供する固定資産で、法第348条第2項第3号に規定する境内敷地等に該当しないもの
- 2 公益社団法人又は公益財団法人が所有する固定資産で、専ら市民のために公益に供していると市長が認めるもの
- 3 一般社団法人豊田加茂医師会が所有する固定資産で、休日救急内科診療所の用に供しているもの
- 4 一般社団法人豊田加茂医師会又は一般社団法人豊田加茂歯科医師会が所有する固定資産で、公衆衛生の用に供していると市長が認めるもの
- 5 豊田市市街地における緑の保全条例（平成元年条例第4号）第9条第3項の規定により、保全緑地として認定された土地
- 6 土地区画整理組合が直接使用する事務所の用に供する固定資産（有料で使用するものを除く。）